

(趣旨)

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 61 条に基づき、附属図書館規程を次のように定める。

(目的)

第 2 条 昭和学院短期大学附属図書館（以下、「図書館」という。）は、図書館資料を収集、管理し、本学の職員及び学生の利用に供することを主たる目的とする。

(組織)

第 3 条 図書館には図書館長またはこれに相当するもの(以下、「館長」という。)及び事務職員(以下、「図書館職員」という。)を置く。

2 館長は、図書館センター長が兼務する。

3 図書館職員は司書及び事務職員とし、その選任は学長がこれを行う。

第 4 条 館長は、図書館の管理及び運営を総括する。

2 図書館職員は、図書館の業務に従事する。

(図書館運営委員会)

第 5 条 図書館に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(図書館資料の範囲)

第 6 条 図書館においては、次の各号に掲げる種類の資料を収集・管理し、閲覧に供する。

(1) 図書

(ア) 一般教育、専門教育に必要な学生用図書

(イ) 専門学術図書及び共通基本図書

(ウ) 教養及び自由読書に供する図書

(2) 逐次刊行物

(3) 視聴覚資料

(4) その他の資料

(図書館資料の収集・管理)

第 7 条 前条で定めた図書館資料の収集は、購入及び寄贈による。

2 図書館資料の収集・管理に関し、必要な事項は別に定める。

(図書館資料の利用及び制限)

第 8 条 図書館は学内利用者に対し、図書館資料及び施設の公平な活用を図らなければならない。

2 図書館は、図書館利用の趣旨に反した行為のあったものに対し、利用の制限又は禁止することができる。

3 図書館利用規程は、別に定める。

(相互協力)

第 9 条 図書館は利用者のため、広く他大学図書館と協定したうえ、閲覧、複写、貸借等の相互協力を図るものとする。

2 図書館は、所蔵していない図書館資料を他大学図書館等に利用の依頼を行うことができる。なお、利用については、当該図書館の定めるところに従うものとする。

3 他大学等から図書館利用の申し出があるとき、館長は図書館の利用状況を考慮の上、閲覧、複写、貸出等を許可することができる。

(弁償等)

第10条 図書館資料及び図書館設備・図書館システムに損害を与えた者は、これを弁償しなければならないことがある。

2 前項の行為が利用者の資料の管理に問題があったと判断される場合、館長は、損害を与えた者に弁償させることができる。

(個人情報の保護)

第11条 学校法人昭和学院個人情報保護基本方針に基づき、利用者情報の目的外使用を禁止し、情報を保護する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和57年11月20日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する

